

議案第 24 号

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町介護保険条例（平成 12 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 3 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例

木古内町介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。